

在宅ほくと感染対策規程

第1条：在宅ほくと感染対策指針

- ア. 施設内感染対策に関する基本的な考え方
施設内感染の防止と蔓延防止のために本指針を策定する。
- イ. 施設内感染対策のための委員会に関する基本的事項
感染対策の責任者として、神戸ほくと病院の感染対策組織と
合同で、管理者、担当看護師、担当介護士があたる。
施設内感染の予防と蔓延防止のために委員会を設置する。
- ウ. 施設内感染のための従業員に対する研修に対する方針
施設全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回定期的
に開催するほか、必要に応じて開催する。又、研修の実施内容（開
催日、出席者、研修項目）について記録する。
- エ. 感染症の発生状況に関する基本方針
感染症の発生状況を把握するため、感染症の発生動向の情報を共有
することで施設内感染の発生の予防及び蔓延の防止を図る。
- オ. 施設内感染発生時の対応に関する基本指針
施設内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善
策の立案および実施並びに従業員への周知を図る。重大な施設内感
染の発生時には北保険所に相談し適切な感染対策を行う。
- カ. 利用者等に関する当該方針の閲覧に関する基本方針
請求があった場合は速やかに開示する。
- キ. その他の施設内感染対策の推進のために必要な基本方針
その他の施設内感染対策の推進のために必要な事項は感染対策委員
会で立案、実施並びに従業員への周知を図る。

第2条：在宅ほくと感染対策委員会

- ア. 管理および運営に関する規定
管理者は議事録及び関連資料を5年間保管する。議事録は委員会終
了後速やかに全職員が周知できるように回覧する。
- イ. 重要な検討内容について施設内感染発生時及び発症が疑われる際の利
用者への対応状況を含め、管理者へ報告する。管理者は神戸ほくと病
院感染対策委員長（病院長）に報告する。
- ウ. 施設内感染が発症した場合は、速やかに発症の原因を分析し、改善策
の立案及び実施並びに従業員への周知を図る。

エ. 施設内感染対策委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う。

オ. 月／1回開催し、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。

月／1回（第二水曜日）神戸ほくと病院の委員会に参加する。

カ. 委員会の委員

委員長：在宅ほくと総括部長

副委員長：看護・介護在宅部長

管理者：ケアホームほくと阪神調剤薬局管理者（辰巳 智子）

ケアホームほくとⅡ阪神ピー・エム管理者（滝本 晶子）

シニアホームほくとMMC（北山 由美）

事務部：事務課長

委員：各課の担当者

平成25年7月1日作成

平成28年9月25日改定

平成29年12月1日改定

在宅 ほくと